

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）	1
○	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）	2
○	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）	3
○	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）	4
○	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）	11
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	12
○	交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）	27

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

（定義）

第七条（略）

2～9（略）

10 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一～三（略）

四 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

（略）

イ 特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業

(1) 貨物の積卸しのための施設

(2) 上屋又は荷さばき場

(3) (1)又は(2)に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定

する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、国土交通省令で定めるもの

11・12（略）

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）

（地域住宅団地再生事業計画の作成）

第十七条の三十六（略）

2・3（略）

4 地域住宅団地再生事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一～十一（略）

十二 地域住宅団地再生区域において行われる住宅団地再生貨物運送共同化事業（第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第三号において同じ。）、第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第四号及び第四項において同じ。）又は一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第五号において同じ。）を営営し、又は営営しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送（これに付随する業務を含む。）の共同化を行う事業であつて、住宅団地再生に資するものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業の内容

5～22（略）

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 流通業務 輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）その他の物資の流通に係る業務をいう。
- 二 流通業務総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率性の高い輸送手段の選択、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。
- 三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。
- 四 貨客運送効率化事業 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。
- 五 港湾流通拠点地区 第六条第一項の規定により指定された地区をいう。
- 六 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項の港湾管理者をいう。
- 七 第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。
- 八 第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。
- 九 外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。
- 十 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。
- 十一 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。
- 十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）のうち貨物の運送を行うものをいう。
- 十三 貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。
- 十四 貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。
- 十五 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。
- 十六 倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。
- 十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- ヘ 企業組合
- ト 協業組合
- チ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- 十八 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - イ 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第一項の食品等をいう。）の生産又は販売の事業を行う者
  - ロ 農業協同組合その他の農林水産省令で定める法人でイに掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの
  - ハ 卸売市場を開設する者

第三条 主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項
  - 二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項
  - 三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項
  - 四 港湾流通拠点地区に関する事項
  - 五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項
  - 六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(総合効率化計画の認定)

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者(当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。)は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画(以下「総合効率化計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 流通業務総合効率化事業の目標
- 二 流通業務総合効率化事業の内容
- 三 流通業務総合効率化事業の実施時期
- 四 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)又は鉄道事業法第十条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容
- 六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体を記載することができる。

3 総合効率化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該特定流通業務施設の政令で定める区分の別及び規模その他の当該特定流通業務施設の整備の内容
- 二 当該特定流通業務施設の用に供する土地の所在及び面積
- 三 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 総合効率化計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 総合効率化計画に記載された事項が流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項各号(第五号を除く。)のいずれにも該当しないこと。

四 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業(外国人国際第二種貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。)に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第二十二條各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三條各号に掲げる基準に適合すること。

五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

- 六 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。
- 七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。
- 八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。
- 九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
- 十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。
- 十一 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。）に関する施策と調和したものであること。
- 十二 総合効率化計画に前項各号に掲げる事項が記載されている場合には、同項の特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が同項第一号の区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。
- 五 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画をいう。以下同じ。）に定められたものに限る。）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）」とする。
- 六 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、総合効率化計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。
- 七 国土交通大臣は、軌道法第三条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、運輸審議会に諮るものとする。
- 八 国土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 9 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体に意見を聴くものとする。
- 10 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くものとする。
- 11 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。
- 12 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。
- 13 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。
- 14 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（総合効率化計画の変更等）

- 第五条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る総合効率化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。）に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。
- 4 前条第四項から第十四項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第七項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。

（港湾流通拠点地区）

第六条 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものその他の国土交通省令で定めるものを除く。）のうち、貨物取扱量、港湾施設（港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進

するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。

2 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区の区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

(特定流通業務施設の確認)

第七条 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第四条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 前項の確認に係る特定流通業務施設（同項の確認を受けてから主務省令で定める期間を経過していないものに限る。）を利用して実施する総合効率化計画に対する第四条（第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四条第四項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十二号を除く。）」とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効率化事業の推進)

第二十条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、流通業務総合効率化事業を推進するため、次の業務を行う。

一 認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

2 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(資金の確保)

第二十三条 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮をするものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第二十五条 国及び地方公共団体は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の適確な実施に必要な助言及び協力を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十六条 主務大臣は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）

（低炭素まちづくり計画）

第七条（略）

2 （略）

3 次の各号に掲げる事項には、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一・二 （略）

三 前項第二号ハに掲げる事項 貨物運送共同化事業（計画区域内において、第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第三号において同じ。））、第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第四号及び第四項において同じ。）又は一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第三十三条第三項第五号において同じ。）を經營し、又は經營しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送（これに付随する業務を含む。）の共同化を行う事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

四・五 （略）

4～8 （略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

目次

第一章 本省

第一節（略）

第二節 内部部局等

第一款・第二款（略）

第三款 課の設置等

第一目〜第九目（略）

第十目 自動車局（第三百三十条―第三百三十九条）

第十一目〜第十五目（略）

第三節〜第五節（略）

第二章（略）

附則

（大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

総合政策局

国土政策局

不動産・建設経済局

都市局

水管理・国土保全局

道路局

住宅局

鉄道局

自動車局

海事局

港湾局

航空局

北海道局

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一〇 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 一 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。
- 一 二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。
- 一 三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 一 四 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。
- 一 五 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 一 六 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること(航空局の所掌に属するものを除く。)
- 一 七 貨物自動車ターミナルに関すること。
- 一 八 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。
- 一 九 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十七条第四号において同じ。)に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二 〇 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第七条に規定する資格に関すること。
- 二 一 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
- 二 二 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること。
- 二 三 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業(鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十七条第一号において同じ。)間の調整に関すること。
- 二 四 直轄事業の施行の合理化のための方策(二以上の部局に共通するものに限る。)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること(不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。)
- 二 五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
- 二 六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

二十九 社会資本整備審議会の庶務（公共用地分科会、産業分科会、住宅宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十 交通政策審議会の庶務（観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十一 運輸審議会の庶務に関する事。

三十二 国立研究開発法人審議会の庶務に関する事（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。）。

三十三 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関する事。

三十四 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

三十五 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関する事。

三十六 国土交通省の保有する個人情報保護に関する事。

三十七 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

三十八 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関する事。

三十九 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事（道路局の所掌に属するものを除く。）。

四十 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事。

#### （都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇四 （略）

十五 駐車場に関する事（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）。

十六 〇二二 （略）

#### （自動車局の所掌事務）

第十二条 自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

二 自動車ターミナルに関する事（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

三 自動車車庫に関する事。

四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事。

五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事。

六 被害者保護増進等計画（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。第三十二条第六号において同じ。）の作成及び変更並びに同法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。

七 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定の経理に関すること。

八 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

九 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。

十 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

十一 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

十二 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十三 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関すること。

（次長）

第十九条 総合政策局、不動産・建設経済局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。  
2 （略）

（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通・物流政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通・物流政策審議官一人、土地政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官五人を置く。

254 （略）

5 公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6513 （略）

（総合政策局に置く課）

第三十六条 総合政策局に、次の十六課を置く。

総務課

政策課

社会資本整備政策課

バリアフリー政策課

環境政策課

海洋政策課

交通政策課

地域交通課

モビリティサービス推進課

物流政策課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

(バリアフリー政策課の所掌事務)

第四十条 バリアフリー政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事。

三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること(他局の所掌に属するものを除く)。

(交通政策課の所掌事務)

第四十三条 交通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 運送産業(国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。次号において同じ。)に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事。

三 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること(政策統括官及びバリアフリー政策課の所掌に属するものを除く)。

四 運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関すること（モビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。）。

（物流政策課の所掌事務）

第四十六条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 三 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。
- 四 地域再生法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。
- 五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 都市の低炭素化の促進に関する法律第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。
- 七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 貨物自動車ターミナルに関すること。
- 十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

（国際政策課の所掌事務）

第四十九条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官並びに物流政策課及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）。

二〇四 （略）

（情報政策課の所掌事務）

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務（第四条第三十四号から第三十八号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二〇四 （略）

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

九〇十二 (略)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

一〇十四 (略)

(街路交通施設課の所掌事務)

第八十九条 街路交通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 駐車場に関すること（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）。

(総務課の所掌事務)

第二百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に関すること（自動車局の所掌に属するものを除く。）。

六 (略)

(安全監理官の職務)

第二百二十九条の二 安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道等の運行の計画に関すること。

二 鉄道等の安全の確保に関すること（道路局並びに技術企画課及び施設課の所掌に属するものを除く。）。

三 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。

(自動車局に置く課)

第二百三十条 自動車局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

技術・環境政策課

自動車情報課

旅客課

貨物課

車両基準・国際課

審査・リコール課

整備課

(総務課の所掌事務)

第二百三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 自動車局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 自動車局の所掌に係る事業に関する財務に関すること。
- 四 自動車局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十五条の規定に基づく損失の補償に関すること。
- 六 自動車局の所掌に係る事業に関する道路交通事業財団に関すること。
- 七 自動車局の所掌に係る事業に関する中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に関すること。
- 八 自動車局の所掌に係る事業に関する外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。
- 九 道路運送に係る助成に関すること(技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- 十 自動車道及び自動車道事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十一 自動車ターミナルに関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く。)
- 十二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。
- 十三 自動車の発着及び駐車施設の施設に関すること。
- 十四 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に関すること(道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものに限る。)

- 十五 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定の経理に関する事。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、自動車局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(安全政策課の所掌事務)

第三百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送の安全の確保に関する事(車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。)
- 二 道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関する事。
- 三 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事。
- 四 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事。
- 五 前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)
- 六 被害者保護増進等計画の作成及び変更並びに自動車損害賠償保障法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に關する事。
- 七 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に関する事。

(技術・環境政策課の所掌事務)

第三百三十三条 技術・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。
- 二 自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。
- 三 道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関する事。
- 四 道路運送車両の安全の確保に関する事(車両基準・国際課、審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。)
- 五 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事(車両基準・国際課、審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。)
- 六 道路運送車両の使用に関する事(車両基準・国際課及び審査・リコール課の所掌に属するものを除く。)
- 七 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事(車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。)
- 八 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関する事。
- 九 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関する事。
- 十 自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち、自動運転に関する技術に関する事。

(自動車情報課の所掌事務)

第三百三十四条 自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 三 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。
- 四 道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

（旅客課の所掌事務）

第三十五条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 自家用自動車の使用に関すること（貨物課の所掌に属するものを除く。）。

（貨物課の所掌事務）

第三十六条 貨物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 自家用貨物自動車の使用に関すること。

（車両基準・国際課の所掌事務）

第三十七条 車両基準・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両の安全の確保に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。
- 三 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。
- 五 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に関すること。
- 六 自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関すること（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

（審査・リコール課の所掌事務）

第三十八条 審査・リコール課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関する事
- 二 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関する事（整備課の所掌に属するものを除く。）
- 三 設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事
- 四 軽車両及び自動車の燃料装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事
- 五 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）
- 六 自動車局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の利益の保護に関する事項についての企画及び立案に関する事（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るものを除く。）

（整備課の所掌事務）

第三百二十九条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両の整備に関する事（環境の保全に係る技術上の基準に関する事を除く。）
- 二 自動車車庫に関する事
- 三 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関する事
- 四 道路運送車両の整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事
- 五 自動車の検査に関する事
- 六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三十一条及び第三十二条の規定による自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関する事

（海事局に置く課）

第四百十条 海事局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

海洋・環境政策課

船員政策課

外航課

内航課

船舶産業課

検査測度課

## 海技課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- 三 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。
- 四 水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
- 六 海事代理士に関すること。
- 七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 八 モーターボート競走に関すること。
- 九 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。
- 十 交通政策審議会海事分科会の庶務に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、海事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(安全政策課の所掌事務)

第四百十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。
- 四 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 五 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
- 六 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。
- 八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。

九 船員労務官の行う事務の監察に関すること。

十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

十一 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

（海洋・環境政策課の所掌事務）

第四百十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び第五百十号第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。

五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七 船舶に関する資源の有効な利用の確保に関すること。

八 船舶に関する原子力の利用に関すること。

九 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

（船員政策課の所掌事務）

第四百十四条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船員に係る事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること。

二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。

三 船員災害防止協会の行う業務に関すること。

四 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関すること（海技課の所掌に属するものを除く。）。

六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。

(外航課の所掌事務)

第四百四十五条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 二 船舶貸渡業(内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。)、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること(総務課及び安全政策課の所掌に属するものを除く。)
- 三 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
- 四 海運に関する国際協定に関すること。

(内航課の所掌事務)

第四百四十六条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 二 航路補助金に関すること。
- 三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関すること(道路局及び船員政策課の所掌に属するものを除く。)

(船舶産業課の所掌事務)

第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- 三 船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船に関する施設、船舶の用に供する鋳工業品その他船舶に係る鋳工業品、鋳工業の技術及び構築物の産業標準に関すること。
- 四 造船に係る国際協力に関すること。

第四百四十八条及び第四百四十九条 削除

(産業港湾課の所掌事務)

第四百六十条 産業港湾課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一六 (略)
- 七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること(港湾流通拠点地区に関することに限る。)

附 則

(自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業(附則第二十四条の二において「再保険事業等」という。)に関する事務をつかさどる。

(自動車局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 自動車局安全政策課は、第三百三十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、再保険事業等に関する事務をつかさどる。

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさどる。

(海事局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局安全政策課は、第四百四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

(海事局海洋・環境政策課の所掌事務の特例)

第二十五条の三 海事局海洋・環境政策課は、第四百四十三条各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する基準の設定並びにこれに関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十六条 海事局内航課は、第四百四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

○ 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）

（庶務）

第九条（略）

2～4（略）

5 陸上交通分科会の庶務は、国土交通省鉄道局総務課において総括し、及び処理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものについては、国土交通省自動車局総務課において処理する。

6～9（略）